

辻・本郷 税理士法人 主催

相続セミナー

提出前に要チェック! 相続税申告の添付書類に 関するポイント

Web
セミナー

講演項目

- ◆ 基本書類を押さえる
- ◆ 配偶者の税額軽減をあえて使わない方が有利に?
- ◆ 小規模宅地等の特例に潜む添付書類の落とし穴
- ◆ 申告書の税務署への送付

相続税申告の際に、別表の記載や書類の添付が必要になるケースがあります。これらは、税理士試験では問われない内容ですが、実務では押さえずなくてはならない重要事項です。添付書類の不備により特例適用ができなくなることもあるので、場合によっては税賠事案に発展することもあります。本セミナーでは実務経験豊富な講師が、実際の事例を交えながら、添付書類に関する注意点を解説します。

視聴可能期間

2022年 7月19日(火) 11:30~7月25日(月) 17:00

※講演時間は約30分となります。

お申し込み期限

7月14日(木) 17:00

参加費

3,000円(税込)

講師

辻・本郷 税理士法人
参与 兼 代々木事務所 相続センター長
税理士

宮村 百合子 (みやむら ゆりこ)



1990年 本郷公認会計士事務所(現:辻・本郷 税理士法人)入社。2016年 専務執行理事就任。2019年 参与就任。2020年 代々木相続センター 相続センター長就任。入社以来、現在まで相続税申告を始め資産税を中心に従事している。セミナー講師は200回以上、IBC岩手放送で税務番組を担当し、お客さまに難解な税金をわかりやすく教えてくれると評判が高い。

辻・本郷 税理士法人
鎌田事務所
相続センター長

清水 一史 (しみず かずひと)



一般企業勤務を経て、2014年 辻・本郷 税理士法人入社。新宿本部の相続部(現:相続・資産承継部)に所属して経験を積み、2022年 蒲田事務所所長(相続センター長)に就任。相続税申告を始めとした資産税業務を中心に、法人・個人を問わず、申告業務、顧問業務、事業承継など、幅広い分野にわたる業務を担当する。

詳細・お申し込み

https://form.k3r.jp/ht_tax/220719



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-6 JR新宿ミライナタワー 28階

<https://www.ht-tax.or.jp>

辻・本郷

検索

運営: 辻・本郷 IT コンサルティング株式会社